

議案第4号参考資料

利根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<u>利根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、町の機関に係る申請，届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形等</u> 人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 (4)～(10) (略)	<u>利根町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他の</u>人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 (4)～(10) (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により 書面等により行うこととして

いるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等（町長においては規則、教育委員会においては教育委員会規則、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会においてはそれぞれ告示をいう。以下同じ。）で定めるところにより、 電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者
の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ）を使用して行わせる ことができる。

2 前項の規定により 行われた申請等
については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、 当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定 により行われた申請等
等は、同項の 町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、町の機関は、当該申請等に関する他の条

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うこと その他のその方法が規定され

ているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等（町長においては規則、教育委員会においては教育委員会規則、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会においてはそれぞれ告示をいう。以下同じ。）で定めるところにより、 規定等で定める電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と
その手続等の相手方
の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 以下同じ。）を使用する方法により行う ことができる。

2 前項の 電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等
については、当該申請等に関する他の 条例等の規定する方法 により行われたもの
とみなして、 当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の 電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等
等は、 当該申請等を受ける町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち 当該申請等に関する他の

例等の規定により署名等をすることとしているもの

_____については、当該条例等の規定にかかわらず、_____

_____氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを
第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代える_____ことができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定によ

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の
条例等の規定により 書面等により行うこととしている

_____ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、
規則等で定めるところにより、_____電子情報処理組織
(町の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用
に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組
織をいう。)を使用して _____行うことができる。 _____

—
2 前項の規定により _____行われた処分通
知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規
定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により
行われたものとみなして、 _____当該処分通知等に関
する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により _____行われた処分
通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に
備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受け
る者に到達したものとみなす。

り前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までに
おいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の
条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が
規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、
規則等で定めるところにより、規定等で定める電子情報処理組織 _____

_____を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処
分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法によ
り受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通
知等については、当該処分通知等に関する他の _____
_____条例等に規定する方法 _____により
行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関
する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分
通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に
備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受け
る者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、町の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をするもの

_____については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 町の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載

4 処分通知等のうち _____ 当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって _____ 代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 町の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、 _____ 当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載

した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により _____ 行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、 _____ 当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により _____ 書面等により行うこととしている _____ ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により _____ 行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、 _____ 当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、町の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により _____ 署名等を行うこととしているもの _____ については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

した書類により _____ 行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の _____ 条例等の規定により _____ 書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、 _____ 当該書面等に係る電磁的記録により _____ 行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の _____ 条例等の規定により _____ 書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち _____ 当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって _____ 代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの

(2) 手続等のうち、当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場

(手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 町は、町の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 町は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 町は、町の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 町長は、少なくとも毎年度1回、町の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる_____申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用_____に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

合には、添付を要しないこととすることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 町長は、_____電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる町の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。